

公立大学法人北九州市立大学

平成 22 年度計画



平成 22 年 3 月

北九州市立大学

目 次

I 教育

- (1) 教育内容と成果に関する具体的方策 …………… 1
- (2) 教育方法と学習指導に関する具体的方策 …………… 2
- (3) 優秀な学生の確保に関する具体的方策 …………… 3
- (4) 学生への生活支援・就職支援に関する具体的方策 …………… 4
- (5) 教育の実施体制の整備に関する具体的方策 …………… 5

II 研究

- (1) 目指すべき研究の方向と水準に関する具体的方策 …………… 5
- (2) 研究の実施体制の整備に関する具体的方策 …………… 7
- (3) 研究評価と成果の管理に関する具体的方策 …………… 9

III 社会貢献

- (1) 教育機関との連携に関する具体的方策 …………… 9
- (2) 地域社会との連携に関する具体的方策 …………… 10
- (3) 国際交流の推進に関する具体的方策 …………… 11

IV 組織運営

- 第1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 …………… 12
 - 1 経営戦略を実現する機動的な運営に関する目標を達成するための措置 …………… 12
 - 2 人事の適正化に関する具体的方策 …………… 13
- 第2 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 …………… 13
 - 1 自立性の高い財務運営の確立に関する具体的方策 …………… 13
- 第3 教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置 …………… 14
- 第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置 …………… 15
 - 1 施設・設備の整備に関する具体的方策 …………… 15
 - 2 安全管理などに関する具体的方策 …………… 15
 - 3 人権の啓発に関する具体的方策 …………… 15
- [1] 予算、収支計画及び資金計画 …………… 17
- [2] 短期借入金の限度額 …………… 20
- [3] 重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画 …………… 20
- [4] 剰余金の使途 …………… 20

I 教育

教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容と成果に関する具体的方策

ア 語学教育

(TOEIC、TOEFL の数値目標)

- 1 教養教育において TOEIC 470 点以上または TOEFL (PBT) 460 点以上の学生の割合を2年修了時で45%を目指す。また、専門教育(外国語学部英米学科)において4年次における TOEFL 550 点以上の学生の割合40%、TOEFL 500 点以上の学生の割合80%を目指す。

(海外英語習得プログラム、海外留学の活用)

- 2-1 引き続き、全学部の学生を対象にタコマ・コミュニティカレッジへの派遣を実施する。
- 2-2 全学部の学生を対象に北京語言大学への派遣留学を開始する。

イ 情報処理教育・図書館

(図書館の図書充実、電子図書機能強化)

- 3 平成19年度に策定した蔵書計画に基づき図書の購入を進めるとともに寄贈図書の積極的な受入れを図り、7,000冊程度の蔵書数増を目指す。また、現在導入している電子ジャーナル、データベースについては学生向けの説明会の実施などにより、学生の利用を促進する。

ウ 学部専門教育

(学部・大学院の連携教育プログラム)

- 4 学部4年生が大学院(社会システム研究科博士前期課程)の開講科目を履修することができる早期履修制度を導入する。

エ 大学院の充実

(大学院生の博士学位の取得率向上)

- 5 引き続き社会システム研究科において30%以上、国際環境工学研究科においては60%以上の博士学位取得率を目指す。

(2) 教育方法と学習指導に関する具体的方策

ア 体系的な教育課程

(授業形態・成績評価基準等を明示したシラバスの作成)

- 6 平成23年度シラバスについて、イントラ上での入力システムを稼働させる。

イ 授業方法や学習指導の開発

(教員の授業内容、教育方法などの改善・向上)

- 7-1 引き続き、FD委員会を中心に新任教員研修、FDセミナー等を実施し、全学的に教育手法の改善に取り組むとともに、全学科単位でのピアレビューを実施する。
- 7-2 FD活動への学生参加として、FD委員会と学生との意見交換の場を設ける。

ウ 学習支援体制の整備

(クラス担任制度、TA、オフィスアワー制度等)

- 8-1 基盤教育科目に導入していたSAを北方キャンパスの全学部・学群の専門教育科目に拡充する。
- 8-2 引き続き、TA制度を実施する。また、社会システム研究科ではRAを、ひびきのキャンパスではEAを活用する。
- 8-3 オフィスアワー制度については、引き続き、学生に対して制度の趣旨等について周知し、利用を呼びかける。

- * SA(スチューデント・アシスタント)制度とは、学士課程の学生を教育補助業務に携わらせる制度。
- * TA(ティーチング・アシスタント)制度とは、大学院の優秀な学生に、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、当該学生への教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、当該学生の処遇の改善の一助とすることを目的とする制度。
- * RA(リサーチ・アシスタント)制度とは、大学院が行う研究プロジェクト等に、優れた大学院学生を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする制度。
- * EA(エンジニアリング・アドバイザー)とは、授業・実験・研究等で技術的なサポートをする補助者。

エ 成績評価システムの開発

(北方キャンパスにおける早期卒業制度の導入)

- 9 早期卒業制度について、全学カリキュラム委員会において検討を行い、導入する。

オ 教育活動の評価システムの整備

(教員の博士学位取得奨励)

- 10 サバティカル制度を引き続き実施する。サバティカル制度においては、博士学位の取得を、対象者選考の際に考慮する業績の一つとし、博士学位取得へのインセンティブとする。

* サバティカルとは、大学の教員が教育・研究等で顕著な業績をあげる等、一定の要件を満たした場合に、日常的な教育・管理運営業務等を免除し、自主的調査研究活動に専念する機会を与えるもの。

(学生による授業評価、教員による自己評価)

- 11 引き続き授業アンケートを実施し、アンケート結果については、担当教員の自己評価とともに学生に対して公開する。また、全学科単位でピアレビューを実施する。

(授業改善への学生の声の反映)

- 12-1 FD 活動への学生参加として、FD 委員会と学生との意見交換の場を設ける。

[再掲]

- 12-2 学生の声を教育改善に反映させるため、授業アンケート報告書を基に、これに授業改善への取組、成績評価分布を加えた教育プログラム報告書を作成する。

(3) 優秀な学生の確保に関する具体的方策

ア 大学広報

(優秀な学生確保のための大学説明会等)

- 13 平成 22 年度入試広報計画に基づき、効率的・効果的な入試広報活動を行い、一般選抜志願倍率 5.4 倍以上を確保する。

イ 入試選抜方法

(学生の修学・進路状況の追跡調査の実施)

- 14 平成 18 年度入学生の在学時 4 年間分の成績及び進路データの分析を行い、入試選抜方式別の評価を実施する。

(高大連携の拡充)

- 15 サマースクール、出張講義、高校訪問や進路指導者意見交換会などの高大連携事業を積極的に行う。

(4) 学生への生活支援・就職支援に関する具体的方策

ア 生活・進路相談

(メンタルケア専門スタッフ)

16 学生相談室（なんでも相談窓口）を中心として、学生の多様な相談に対応するとともに、早期支援システムを引き続き実施する。

(学生への安全教育、予防対策の実施)

17 学生が関係するトラブルやハラスメントについて、引き続き基盤教育センターでの講義を通じて学生の自己管理・危機管理能力を養成するとともに、研修会の実施、防犯ブザーの配布、学生プラザにおける相談、支援などを実施する。また、薬物など学生に深刻な影響を及ぼす問題について注意喚起を行い、麻疹やインフルエンザなどの感染症予防対策に取り組む。

(休・退学、留年、成績不振者等の実態把握と対策)

18 早期支援システムを引き続き実施するとともに、成績不振者、履修登録未完了者への対応を行う。

イ 学生活動支援

(学生の自主的活動への支援)

19 各学生団体との協議を行い、学生の意見・要望の把握に努めるとともに、各種助成の実施、スポーツフェスタの開催など、学生の自主的活動を奨励、支援する。

20 課外活動施設等の整備は、財源を踏まえながら継続的に実施する。

ウ 就職・進路支援

(進路の把握、大学院進学率の向上)

21-1 引き続き、キャリアセンターと学部の連携のもと、民間企業、公務員、大学院進学などの進路把握を行うとともに、各種就職・キャリア支援事業の実施や就職先の開拓に取り組む。

21-2 国際環境工学部では引き続き進学指導を強化し、前年度以上の大学院進学率を目指す。

(インターンシップシステム)

22 インターンシップ受入企業の開拓を進め、企業インターンシップの一層の充実を図る。

エ センターの設置

(キャリアセンターによる就職率向上)

23 キャリアセンターと各学部との連携により、各種キャリア支援策を実施し、就職率90%以上を目指す。

(5) 教育の実施体制の整備に関する具体的方策

ア 教育研究組織の整備

(教職員の総数・人件費の管理)

24 引き続き、教職員数、人件費の適切な管理を行う。

II 研究

研究に関する目標を達成するための措置

(1) 目指すべき研究の方向と水準に関する具体的方策

ア 重点研究分野

(国際水準の研究拠点形成)

25 戦略的創造研究推進事業(CREST)を推進していくとともに、重点的研究分野、先端的研究分野で優れた研究成果を創出し、国際水準の研究拠点の形成を目指す。

(環境・情報・バイオ・ナノ等の学際的・先端的研究展開)

26 組織横断的な研究実施体制のもとで、環境技術・情報技術・ナノテクなど有望な産業技術シーズの開発を目指す「技術開発センター群」事業を引き続き実施する。

* 「技術開発センター群」とは、国際環境工学部及び北九州学術研究都市における有望な産業技術シーズや地域に著しく貢献する分野の技術開発を専ら担う時限的な組織である。

H16年度 「エコデザイン研究センター」設置 (H18年度終了)

H17年度 「循環技術研究センター」設置(H19年度終了)

「地域エネルギー環境開発センター」設置(H21年度まで継続)

「集積システム設計環境研究センター」設置 (H21年度まで継続)

H18年度 「アクア研究センター」設置 (H20年度末評価)

H19年度 「国際連携環境研究センター」設置 (H21年度末評価)

イ 研究成果の還元

(研究成果の地域社会還元)

- 27 都市政策研究所において引き続き下関市立大学との関門地域共同研究を実施するとともに、研究報告会や地域課題研究に関するシンポジウムの開催などを行う。また、各教員による地元商店街、まちづくり団体等との連携や協働による地域活性化への取組を推進する。

ウ 東アジア研究

(アジアの発展を担う高度な人材育成、研究拠点形成)

- 28 アジア文化社会研究センターにおいて引き続き、ICSEAD 等と連携し、アジアに関するシンポジウム等を開催する。

* ICSEAD とは、財団法人国際東アジア研究センター(The International Centre for the Study of East Asian Development)。東アジアの経済・社会問題の研究を行い、国際学術交流を促進する機関として平成元年に設立。

エ 研究水準の向上

(国際学会、国際的プロジェクトへの参画等)

- 29 台湾の国立台北科技大学や国立成功大学との共同研究を推進し、国際シンポジウムを実施するほか、中国の大連理工大学や西安交通大学、英国のクランフィールド大学とのワークショップを開催する。

オ 地域課題に関する研究

(地域課題研究と人材育成)

- 30 連携大学院カーエレクトロニクスコース（平成 20 年度戦略的大学連携支援事業（文部科学省補助事業）に採択）の定員を 10 名増の 30 名とし、引き続き人材育成に努める。

* 戦略的大学連携支援事業とは、国公立大学間の積極的な連携を支援し、各大学における教育研究資源を有効活用することにより、当該地域の知の拠点として、教育研究水準のさらなる高度化、個性・特色の明確化、大学運営基盤の強化等を図ることを目的とする平成20年度創設の文部科学省補助事業。（事業予定期間平成22年度まで）

* カー・エレクトロニクスとは、自動車の高性能化、高機能化、情報化を支える各種の自動車用電子技術（自動車電子工学）。

(北九州地域の課題解決のための研究開拓、支援)

- 31 都市政策研究所を活用して、産業経済、社会福祉、都市計画等の分野で地域課題研究に取り組む。

(2) 研究の実施体制の整備に関する具体的方策

ア プロジェクトの誘致・推進

(企業等との連携による研究プロジェクトの誘致、確保)

- 32 知的クラスター創成事業第2期を引き続き実施し、企業との連携のもと研究成果の創出を目指す。

* 「知的クラスター創成事業第2期」の事業目的

地方自治体の主体性を重視し、大学、公的研究機関等を核とした、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積の創成を目指した「知的クラスター創成事業第1期」の成果を踏まえ、産学官連携による世界最先端の基礎的研究開発(シーズの創出)から実用化開発までの一体的推進、地域における産学官連携基盤の強化、クラスターの広域化など、世界レベルのクラスターの形成に向けた幅広い活動の戦略的な展開を目的とする。

(研究実施体制の強化)

- 33 有望な産業技術シーズの開発を目指す「技術開発センター群」事業を引き続き実施し、学外を含む研究員からなる研究実施体制を維持する。

イ 共同研究

(ICSEAD との連携強化)

- 34-1 社会システム研究科博士後期課程国際開発政策コースにおいて、引き続き(財)国際東アジア研究センター(ICSEAD)との連携を推進する。

- 34-2 アジア文化社会研究センターにおいて引き続き、ICSEAD等と連携し、アジアに関するシンポジウム等を開催する。[再掲]

(技術開発センター群の推進)

- 35 組織横断的な研究実施体制のもとで、環境技術・情報技術・ナノテクなど有望な産業技術シーズの開発を目指す「技術開発センター群」事業を引き続き実施する。[再掲]

(学内施設の大学・企業等への開放)

- 36-1 ひびきのキャンパスにおいて、引き続き「計測分析センター」「加工センター」を開放する。

(北方・ひびきの中の学内横断的共同研究の仕組み構築)

36-2 北方・ひびきの両キャンパスの教員が連携して、環境を中心とする学際的分野において共同研究を行う。

(地域中小企業等との連携強化)

37 引き続き(財)北九州産業学術推進機構(FAIS)を通じて「地域イノベーション創出研究開発事業」等を活用し、地域の中小企業等との共同研究を推進する。

* 「地域イノベーション創出研究開発事業」とは、地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、産学官の研究開発資源の最適な組み合わせからなる研究体を組織し、最先端の技術シーズをもとに新製品開発を目指す実用化技術の研究開発を実施する経済産業省の事業。

(国内外の大学との共同研究の強化)

38-1 都市政策研究所において、引き続き下関市立大学との関門地域共同研究を実施し、その成果報告会を開催する。

38-2 引き続き、国際シンポジウムの開催等を通じて、相互交流を行い、共同研究テーマを発掘し、国際共同プロジェクトの実施を目指す。

ウ 人材の活用・研究環境の整備

((財) 国際東アジア研究センターとの研究交流)

39 アジア文化社会研究センターにおいて引き続き、ICSEAD等と連携し、アジアに関するシンポジウム等を開催する。 [再掲]

エ 産学官連携と地域への還元

(知的クラスター創成事業の推進)

40 引き続き、知的クラスター創成事業第2期を実施し、研究成果の創出を目指す。

(中小企業への技術支援・ベンチャー育成)

41 地域産業支援センターを通して、中小企業の技術支援に努める。

(地域企業に対する研修、相談事業)

42 中小企業大学校と連携して地域の中小企業向け講座を開催するほか、地域産業支援センターを通して、地域企業へのアドバイスや相談事業等を実施する。

(北九州の地域課題に関する調査研究等)

43 特別研究推進費により「地域課題研究」に研究費の重点配分を行う。また、都市政策研究所において、引き続き下関市立大学との関門地域共同研究を行い、研究報告会を開催するとともに、地域課題研究に関するシンポジウム等を開催する。

(3) 研究評価と成果の管理に関する具体的方策

ア 知的財産の管理等

(FAIS と連携した研究成果の知的財産化、適正管理・有効活用)

44 引き続き、(財)北九州産業学術推進機構(北九州 TLO) と連携して、年間 15 件程度の特許出願や発明の評価、権利化、管理・技術移転に取り組む。

* TLO~Technology Licensing Organization(技術移転機関)とは、大学等の研究者の研究成果を特許化し、それを民間企業へ技術移転(ライセンス契約)を行う機関である。この技術移転により、新規産業や新製品等を創出し、企業から得た収益(ライセンス収入)の一部を更なる研究資金として、大学や研究者に還元している。

Ⅲ 社会貢献

社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 教育機関との連携に関する具体的方策

ア 他大学等との連携

(北九州地域コンソーシアムの推進)

45 「大学コンソーシアム関門」による共同授業科目を 6 科目から 8 科目に充実させ、事業を継続する。

* 大学コンソーシアム関門とは、北九州・下関地域の大学間連携により共同授業等を実施し、各大学の知的資源を結集した多様で質の高い教育・研究の実現を目指すもの。

(学術研究都市の大学院等との連携強化)

46 連携大学院カーエレクトロニクスコースの定員を 10 名増の 30 名とし、引き続き人材育成に努める。[再掲]

イ 初中等教育機関等との連携

(高校との連携の推進)

47 大学教育力の地域還元を図るため、高校生が本学の講義やゼミを体験できるサマースクールを引き続き実施する。

48 高校からの要望に応じ、出張講義や大学訪問の受入れを行う。

(初中等教育機関への支援)

49-1 平成 21 年度に地域創生学群の学生を中心に開始した「学生ボランティア事業」による学生の小・中学校への派遣を他学部の学生にも拡充して実施する。

* 学生ボランティア事業:希望する学生を市内の小中学校等に派遣し、授業や課外活動の支援を行うことにより、学生のボランティア活動の支援、キャリア教育(教育現場での就業体験)の推進を図るとともに、市立学校の教育現場の支援に資することを目的としている。

49-2 北九州市教育委員会が実施する「理科支援員等配置事業」に協力し、市内の小・中学校等に対する教育支援を行う。

50 「地域密着型環境教育プログラムの戦略的展開」の一環として、環境問題事例研究調査研究報告書(CD)を作成し、市内の小中学校、高校等に配布する。

(2) 地域社会との連携に関する具体的方策

ア 生涯学習の推進

(市民向け修学制度の創設、公開講座の充実)

51 市民向け公開講座を 8 講座程度開催する。

イ 市民サービスの向上

(市民向け相談窓口・資格取得講座等の検討)

52 市民のスキルアップを支援するため中国語検定試験、英語検定試験関連の講座を開催する。

(サテライトキャンパスを活用した地域企業との連携)

53-1 サテライトキャンパスを活用して、中小企業大・大学校との連携による地域の中小企業向けの講座を開催する。

53-2 北九州活性化協議会の協力を得て、主に企業のエンジニア等を対象として、経営学やマネジメントの基礎を習得することを目的とした講義を開催する。

(大学施設の開放)

54 図書館、教室、体育館、グラウンドなどの大学施設を引き続き開放する。

ウ 国や地方自治体との連携

(国等の各種審議会・委員会への積極的参画)

55 各教員において、国や地方自治体の各種審議会・委員会に積極的に参画する。

(自治体職員等の能力開発、研修等の実施)

56 マネジメント研究科において北九州市職員研修会を実施する。また、研修生募集のための北九州市職員向けのビジネススクール説明会（模擬授業等）を実施する。

エ 地域・後援会等との連携

（後援会、同窓会との連携強化）

57 後援会、同窓会との連携のもと、修学支援、就職支援、課外活動支援などの各種事業を実施する。

（NPOや自治会等地域住民団体との連携強化）

58-1 地域社会における実践的活動を通じて次世代を担う人材を育成することを目的として、「地域共生教育センター」を設置する。同センターは、学内の各種ボランティア活動のコーディネートを行うとともに、地域からのボランティアの要請の窓口となる。

58-2 多世代交流・生涯学習モデル事業「コラボキャンパスネットワーク」を引き続き実施する。

58-3 引き続き、地域ボランティア団体と協力して留学生支援を行う。

58-4 ひびきのキャンパスにおいて、「折尾まつり」への参加やNPO「北九州ビオトープ・ネットワーク研究会」などとの連携を継続する。

（3）国際交流の推進に関する具体的方策

ア アジアの学術研究拠点の形成

（東アジア地域の大学等との研究交流・共同研究の推進）

59-1 アジア文化社会研究センターにおいて海外の大学等との連携により国際シンポジウムなどを開催するとともに都市政策研究所において仁川発展研究院との共同研究発表会を開催する。

59-2 台湾の国立台北科技大学や国立成功大学、中国の大連理工大学等と研究交流や共同研究を行う。

（東アジアを中心とした国際協力事業への取組）

60 アクア研究センターにおける KITA 事業への協力を引き続き行うとともに、JICA 長期研修プログラム等を活用し「戦略的環境リーダー育成拠点形成」事業により、「環境リーダー」の育成を図る。

イ 国際交流体制の充実

(留学生の受入・支援体制の整備)

- 61 受入れ留学生に対する日本語教育、国民健康保険料補助、授業料の減免措置、日本文化研修バスハイク、北方キャンパスにおける交換留学生宿舍借上げ、ひびきのキャンパスにおける留学生支援センターの運営、北九州学術研究都市高度専門留学生育成プログラムなど、各種留学生支援事業を実施する。

ウ 留学生等との交流促進

(学術交流協定の促進、海外留学・派遣の実施体制の整備)

- 62 海外の大学との交流協定に基づき、引き続き学生の海外留学を実施する。

(交換留学制度の拡大)

- 63 海外の大学との交流協定に基づき、引き続き留学生を受け入れる。

(優れた外国人研究者の積極的受入れ)

- 64 引き続き、技術開発センター群を中心に外国人研究者を受け入れる。

エ 地域の国際化

(市民向け多文化理解講座の企画・実施)

- 65 市民を対象に、多文化理解の促進を目的とした公開講座を実施する。

(市民、ボランティア、NPO等と留学生との交流強化)

- 66 国際教育交流センターを中心として、留学生の各種イベントへの参加、学校等との交流、市民団体との連携による留学生歓迎会などを実施する。

IV 組織運営

第1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営戦略を実現する機動的な運営に関する目標を達成するための措置

(1) 機動的な運営体制の確立に関する具体的方策

ア 大学運営

(理事長・学長リーダーシップによる計画的・機動的大学運営の実施)

67 経営審議会や教育研究審議会、執行部会議の開催等により、引き続き、理事長及び学長のリーダーシップのもとで計画的で機動的な大学運営を実施する。

2 人事の適正化に関する具体的方策

ア 事務職員の資質の向上

(研修計画に基づく事務職員研修の実施)

68 研修計画に基づき、新規採用職員研修その他の研修を実施する。

(北九州市・民間企業の人材の活用)

69 北九州市からの職員の受入、専門職への民間企業からの登用を継続する。

(事務職員の授業受講制度の導入)

70-1 マネジメント研究科への派遣研修を継続する。

70-2 研修の一環として事務職員の学内受講制度を開始する。

イ 優秀な人材の確保・活用

(女性教員の登用)

71 現行制度のなかで、女性教員の登用を引き続き行う。

* 女性教員の割合

平成17年4月 9.1%→平成18年4月 12.1%→平成19年4月 13.5%
→平成20年4月 13.9%→平成21年4月 15.7%

第2 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自立性の高い財務運営の確立に関する具体的方策

ア 外部資金の獲得

(外部研究資金の確保)

72 受託研究費、共同研究費、奨学寄附金、科学研究費補助金などの外部研究資金について、年間5億円程度の確保を目指す。

* 外部研究費獲得状況

平成17年度:4億6,175万円

平成18年度:4億7,266万円

平成19年度:5億2,650万円

平成20年度:6億2,296万円

(科学研究費補助金申請の促進)

73 科学研究費補助金等について、引き続き申請・獲得状況を把握し、申請のない者に対する学部長等による指導等を行う。

(外部研究資金獲得者への優遇措置の導入)

74 サバティカル制度を引き続き実施する。このサバティカル制度においては、外部資金の連続獲得を、選考の際に考慮する業績の一つとし、外部研究資金獲得へのインセンティブとする。

(各種研究助成金等公募情報の収集・提供、支援システムの構築)

75 公的外部資金の積極的獲得に向けて、各種研究助成金の公募情報の収集・提供、申請案件の決定及び申請書類作成の支援等を実施する。

イ 自主財源の充実

(施設・機器・知的財産の活用)

76-1 北方キャンパスにおいて、引き続き、企業広告掲載のための施設貸与、教職員向け有料駐車場の貸与を行う。

76-2 引き続き、北九州 TLO と連携して、年間 15 件程度の特許出願や発明の権利化、技術移転に取り組む。

第3 教育研究及び組織運営の状況について自ら行う点検評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

(認証評価実施に向けた体制整備)

77 マネジメント研究科において、大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受ける。

(評価結果の反映)

78-1 北九州市地方独立行政法人評価委員会の評価を年度計画に反映させる。

78-2 大学評価・学位授与機構による認証評価結果を次期中期計画策定に活用する。

(法人運営、教育研究活動に関する情報公開)

79 本学ホームページ等を活用して、経営審議会・教育研究審議会の議事録、中期計画・年度計画、自己点検・評価結果、財務諸表・事業報告書等の法人運営に関する情報や、教員活動報告書等の教育研究に関する情報について、積極的な情報公開を行う。

第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設・設備の整備に関する具体的方策

(良好なキャンパス環境の整備)

80 1号館と2号館の間に学生の交流スペースを新設するほか、施設整備計画に基づき良好なキャンパス環境を整備する。

2 安全管理などに関する具体的方策

ア 安全衛生管理

(定期健康診断の実施)

81 定期健康診断などを引き続き実施し、教職員の健康管理に努める。

(安全教育・管理の推進)

82 引き続き、安全研修を通じて学生、教職員の安全衛生意識の高揚を図る。

(学内・周辺環境の改善、安全管理の推進)

83 学内及び周辺道路の照明・街灯について、点検項目や対応のマニュアル化を図る。また、引き続き定期的に点検し、必要に応じて関係機関に申し入れを行うなど、夜間等における安全安心の確保を図る。

イ 情報セキュリティ

(情報セキュリティポリシー研修の実施、情報管理の徹底)

84 情報セキュリティ研修を実施して、情報セキュリティポリシーの浸透を図る。

3 人権の啓発に関する具体的方策

ア 人権意識の啓発

(セクハラ等防止研修・人権研修の実施)

- 85 教職員や学部学生・大学院生に対するセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等の啓発・防止に関する研修等を実施する。
- 86 教職員や学部学生・大学院生に対する人権研修等を実施する。

[1] 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成 2 2 年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	2,097
自己収入	3,899
うち授業料等収入	3,815
その他	84
受託研究等収入	882
うち外部研究資金	817
その他	65
施設整備補助金	68
目的積立金取崩	460
計	7,406
支 出	
業務費	6,434
うち教育研究活動経費	4,591
管理運営経費	1,843
受託研究等経費	830
うち外部研究資金	765
その他	65
施設・設備整備費	142
計	7,406

[人件費の見積り]

期間中総額 4, 0 2 3 百万円を支出する。(退職手当は除く)

2 収支計画

平成22年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7,656
業務費	6,438
教育研究経費	1,679
受託研究費等	484
役員人件費	72
教員人件費	3,306
職員人件費	897
一般管理費	874
財務費用	3
減価償却費	341
収入の部	7,196
運営費交付金収益	2,097
授業料収益	3,212
入学金収益	579
検定料収益	124
受託研究等収益	530
寄付金収益	120
補助金等収益	232
財務収益	1
雑益	83
資産見返運営費交付金等戻入	99
資産見返施設費戻入	51
資産見返補助金戻入	20
資産見返寄附金戻入	14
資産見返物品受贈額戻入	34
純利益	△460
目的積立金取崩益	460
総利益	0

3 資金計画

平成22年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	7,261
投資活動による支出	142
財務活動による支出	3
翌年度への繰越金	119
計	7,525
資金収入	
業務活動による収入	6,878
運営費交付金による収入	2,097
授業料等による収入	3,815
受託研究等による収入	882
その他収入	84
投資活動による収入	69
施設整備補助金による収入	68
利息及び配当金による収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	578
計	7,525

[2] 短期借入金の限度額

1 限度額

法人化後の年間運営費（約 7 0 億円程度）の概ね 1 か月分相当額（約 7 億円程度）

2 想定される理由

運営交付金の受入遅延及び事故の発生等のため。

[3] 重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画

予定なし

[4] 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。